

改正後							現行																																																																																																																														
附則 この要綱は、令和8年8月7日から施行する。																																																																																																																																					
別表1（第4条関係） 従業員数、補助上限額（通常・大幅な賃上げを行う場合）、補助額（通常・大幅な賃上げを行う場合）及び補助対象経費 【カタログ注文型】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2">補助上限額</th><th colspan="2">補助額</th><th rowspan="2">補助対象経費</th></tr><tr><th>通常</th><th>大幅な賃上げを行う場合※1</th><th>通常</th><th>大幅な賃上げを行う場合※1</th></tr><tr><td colspan="2">5人以下</td><td>166万6千円</td><td>375万円</td><td rowspan="3">国補助金の確定額の1/3以下</td><td rowspan="3">国補助金の確定額の1/2以下</td><td rowspan="3">国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））</td></tr><tr><td colspan="2">6～20人</td><td>250万円</td><td>500万円</td></tr><tr><td colspan="2">21人以上</td><td>333万3千円</td><td>750万円</td></tr></table> 【一般型】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">従業員数</th><th colspan="3">補助上限額</th><th colspan="3">補助額</th><th rowspan="2">補助対象経費</th></tr><tr><th>通常</th><th>大幅な賃上げを行う場合※1</th><th>最低賃金引き上げに係る事業者※3</th><th>通常</th><th>大幅な賃上げを行う場合※1</th><th>最低賃金引き上げに係る事業者※3</th></tr><tr><td rowspan="2">中小企業※2</td><td>5人以下</td><td>250万円</td><td>500万円</td><td rowspan="2">対象外</td><td rowspan="2">国補助金の確定額の1/3以下</td><td rowspan="2">国補助金の確定額の1/2以下</td><td rowspan="2">対象外</td><td rowspan="4">国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））</td></tr><tr><td>6人以上</td><td>500万円</td><td>750万円</td></tr><tr><td rowspan="2">小規模事業者等※2</td><td>5人以下</td><td rowspan="2">対象外</td><td>125万円</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">対象外</td><td rowspan="2">国補助金の確定額の1/8以下</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr><tr><td>6人以上</td><td>187万5千円</td></tr></table> ※1 国補助金において「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限が適用された場合に、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限、及び補助額を適用する。 ※2 国補助金において適用された区分に準ずるものとする。 ※3 国補助金において「最低賃金引き上げに係る事業者」の補助率が適用された場合、県補助金は対象外							従業員数		補助上限額		補助額		補助対象経費	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	5人以下		166万6千円	375万円	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））	6～20人		250万円	500万円	21人以上		333万3千円	750万円	従業員数		補助上限額			補助額			補助対象経費	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	最低賃金引き上げに係る事業者※3	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	最低賃金引き上げに係る事業者※3	中小企業※2	5人以下	250万円	500万円	対象外	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	対象外	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））	6人以上	500万円	750万円	小規模事業者等※2	5人以下	対象外	125万円		対象外	国補助金の確定額の1/8以下			6人以上	187万5千円	別表1（第4条関係） 従業員数、補助上限額（通常・大幅な賃上げを行う場合）、補助額（通常・大幅な賃上げを行う場合）及び補助対象経費 【カタログ注文型】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2">補助上限額</th><th colspan="2">補助額</th><th rowspan="2">補助対象経費</th></tr><tr><th>通常</th><th>大幅な賃上げを行う場合※1</th><th>通常</th><th>大幅な賃上げを行う場合※1</th></tr><tr><td colspan="2">5人以下</td><td>66万6千円</td><td>150万円</td><td rowspan="3">国補助金の確定額の1/3以下</td><td rowspan="3">国補助金の確定額の1/2以下</td><td rowspan="3">国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））</td></tr><tr><td colspan="2">6～20人</td><td>166万6千円</td><td>375万円</td></tr><tr><td colspan="2">21人以上</td><td>333万3千円</td><td>750万円</td></tr></table> 【一般型】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2">補助上限額</th><th colspan="2">補助額</th><th rowspan="2">補助対象経費</th></tr><tr><th>通常</th><th>大幅な賃上げを行う場合※1</th><th>通常</th><th>大幅な賃上げを行う場合※1</th></tr><tr><td rowspan="2">中小企業※2</td><td>5人以下</td><td>250万円</td><td>500万円</td><td rowspan="2">国補助金の確定額の1/3以下</td><td rowspan="2">国補助金の確定額の1/2以下</td><td rowspan="4">国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））</td></tr><tr><td>6人以上</td><td>500万円</td><td>750万円</td></tr><tr><td rowspan="2">小規模事業者等※2</td><td>5人以下</td><td rowspan="2">対象外</td><td>125万円</td><td rowspan="2">対象外</td><td colspan="2" rowspan="2">国補助金の確定額の1/8以下</td></tr><tr><td>6人以上</td><td>187万5千円</td></tr></table> ※1 国補助金において「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限が適用された場合に、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限、及び補助額を適用する。 ※2 国補助金において適用された区分に準ずるものとする。							従業員数		補助上限額		補助額		補助対象経費	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	5人以下		66万6千円	150万円	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））	6～20人		166万6千円	375万円	21人以上		333万3千円	750万円	従業員数		補助上限額		補助額		補助対象経費	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	中小企業※2	5人以下	250万円	500万円	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））	6人以上	500万円	750万円	小規模事業者等※2	5人以下	対象外	125万円	対象外	国補助金の確定額の1/8以下		6人以上	187万5千円
従業員数		補助上限額		補助額		補助対象経費																																																																																																																															
		通常	大幅な賃上げを行う場合※1	通常	大幅な賃上げを行う場合※1																																																																																																																																
5人以下		166万6千円	375万円	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））																																																																																																																															
6～20人		250万円	500万円																																																																																																																																		
21人以上		333万3千円	750万円																																																																																																																																		
従業員数		補助上限額			補助額			補助対象経費																																																																																																																													
		通常	大幅な賃上げを行う場合※1	最低賃金引き上げに係る事業者※3	通常	大幅な賃上げを行う場合※1	最低賃金引き上げに係る事業者※3																																																																																																																														
中小企業※2	5人以下	250万円	500万円	対象外	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	対象外	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））																																																																																																																													
	6人以上	500万円	750万円																																																																																																																																		
小規模事業者等※2	5人以下	対象外	125万円		対象外	国補助金の確定額の1/8以下																																																																																																																															
	6人以上		187万5千円																																																																																																																																		
従業員数		補助上限額		補助額		補助対象経費																																																																																																																															
		通常	大幅な賃上げを行う場合※1	通常	大幅な賃上げを行う場合※1																																																																																																																																
5人以下		66万6千円	150万円	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））																																																																																																																															
6～20人		166万6千円	375万円																																																																																																																																		
21人以上		333万3千円	750万円																																																																																																																																		
従業員数		補助上限額		補助額		補助対象経費																																																																																																																															
		通常	大幅な賃上げを行う場合※1	通常	大幅な賃上げを行う場合※1																																																																																																																																
中小企業※2	5人以下	250万円	500万円	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））																																																																																																																															
	6人以上	500万円	750万円																																																																																																																																		
小規模事業者等※2	5人以下	対象外	125万円	対象外	国補助金の確定額の1/8以下																																																																																																																																
	6人以上		187万5千円																																																																																																																																		

県補助金交付申請及び実績報告額算出式（カタログ注文型）	県補助金交付申請及び実績報告額算出式（カタログ注文型）
(単位：円)	(単位：円)
【通常】	【通常】
〈従業員数 5 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq \underline{1,666,000}$	〈従業員数 5 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq \underline{666,000}$
〈従業員数 6 人以上 20 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq \underline{2,500,000}$	〈従業員数 6 人以上 20 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq \underline{1,666,000}$
〈従業員数 21 人以上の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 3,333,000$	〈従業員数 21 人以上の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 3,333,000$
【大幅な賃上げを行う場合】	【大幅な賃上げを行う場合】
〈従業員数 5 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq \underline{3,750,000}$	〈従業員数 5 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq \underline{1,500,000}$
〈従業員数 6 人以上 20 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq \underline{5,000,000}$	〈従業員数 6 人以上 20 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq \underline{3,750,000}$
〈従業員数 21 人以上の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 7,500,000$	〈従業員数 21 人以上の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 7,500,000$
申請可能額（千円未満切り捨て）＝ <u>県補助金交付申請及び実績報告額</u> 第 1 号様式の「3 県補助金交付申請兼実績報告額」にご記入ください。	申請可能額（千円未満切り捨て）＝ <u>県補助金交付申請及び実績報告額</u> 第 1 号様式の「3 県補助金交付申請兼実績報告額」にご記入ください。